

設置しましたか？ 住宅用火災警報器！

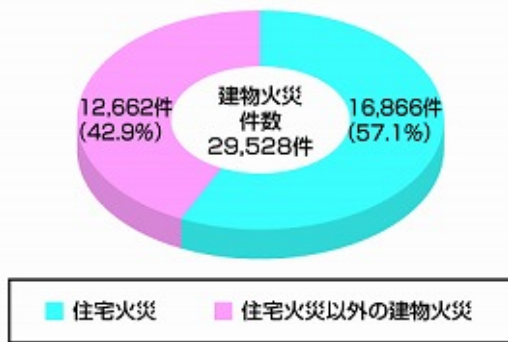
■ 取り付けはお済みですか？

- ・ 甲府地区火災予防条例により、既存住宅は平成23年5月31日までに設置してください。
- ・ 家族や自分の命を守るために早期設置をお願いします。

■ なぜ設置するの？

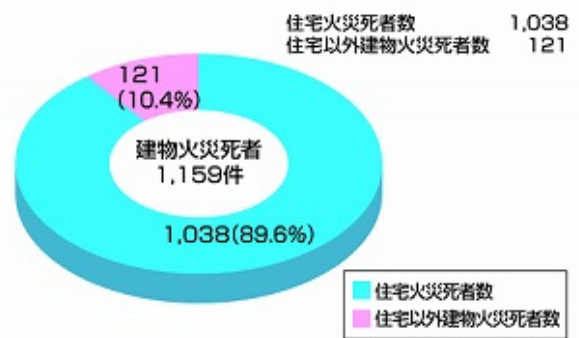
- ・ 住宅火災による死者数はここ数年増加しています。また、死に至った原因の約7割が「**逃げ遅れ**」によるものです。
- ・ 火災で重要となるのが、**早期発見**です。火災が発生したことを素早く察知することができれば、いち早く避難することが可能となり、命が助かる可能性も高くなります。そのため、住宅用火災警報器を設置して「逃げ遅れ」を防ぎましょう。

建物火災のうち住宅火災件数と割合
※放火を除く



建物火災のうち住宅火災件数と割合

建物火災に占める住宅火災の死者数
(放火自殺者等を除く)



建物火災に占める住宅火災の死者数

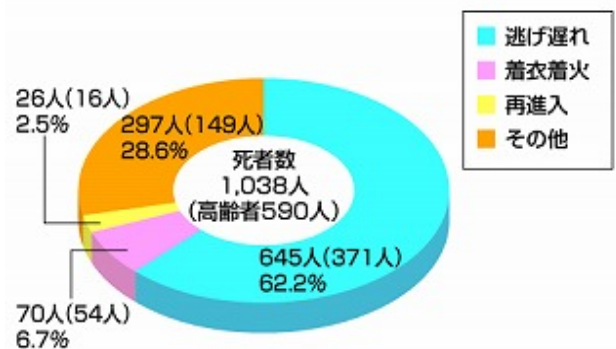
特に、住宅火災による死者数の約半数が65歳以上の高齢者で、今後の高齢化社会の進展を考慮すると死者数の増加が懸念されています。

年齢階層別死者発生状況 (放火自殺者等を除く)



年齢階層別死者発生状況

住宅火災で死に至った経過別死者の割合
(放火自殺者を除く)



住宅火災で死に至った経過別死者の割合

■ 住宅用火災警報器とは？

- ・ 天井や壁に設置して火災を早期に感知し、警報音や音声により知らせる機器です。



煙式



熱式



壁掛用

住宅用火災警報器は煙を感知する「煙式」と、熱を感知する「熱式」があります。

- ・ 「煙式」は、火災を初期の段階で発見できるため、**寝室、階段**に設置してください。
- ・ 「熱式」は、調理中の煙による誤作動を防ぐ効果が有りますので、**台所**に設置してください。

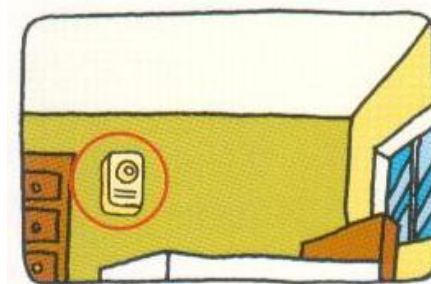
※ 電源は、「乾電池」や「バッテリー」を使うタイプのほか、「家庭用電源」(100V)があります。電池切れの時は、あらかじめ音やランプ等で知らせますので、早急に交換して下さい。

■ どこに設置するの？

- 1 寝室(普段就寝に使用している部屋です。来客者がまれに就寝に使用する部屋は除きます。)



子供部屋(寝室)



主寝室

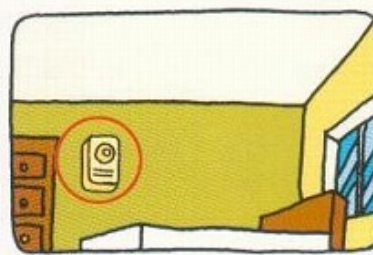
- 2 階段 (寝室がある階の階段の上端。踊り場の天井や壁に設置して下さい。)



子供部屋(寝室)



階段

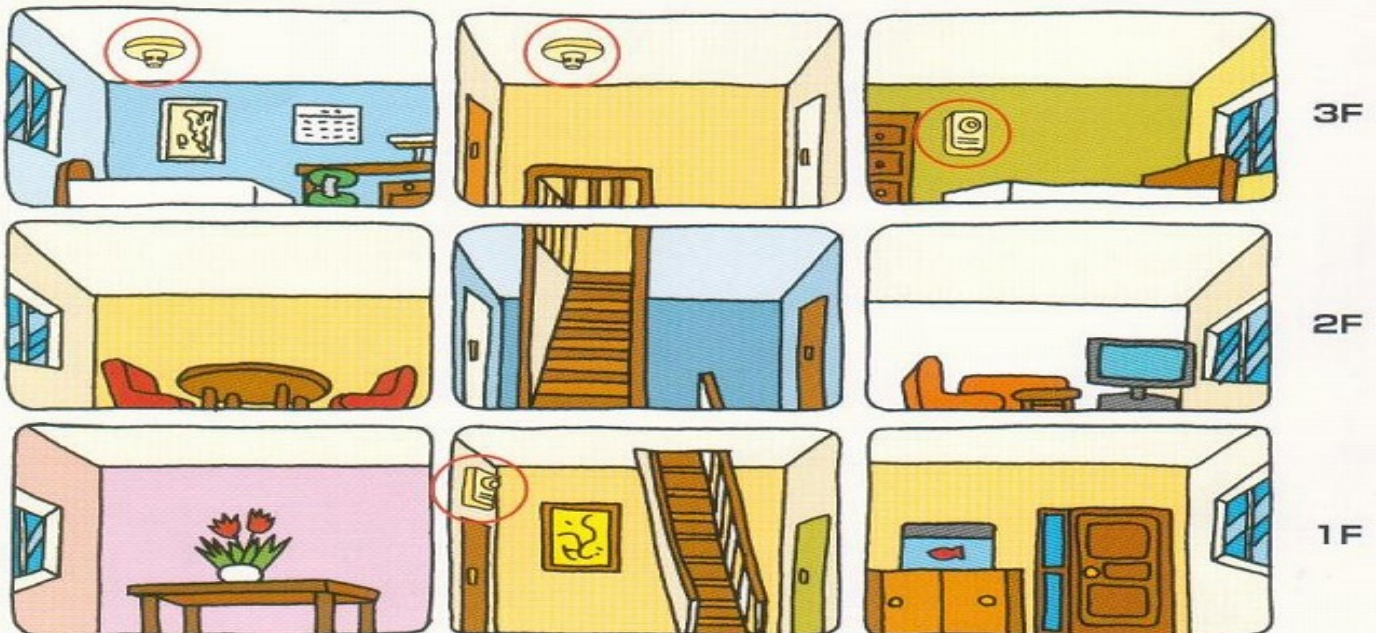
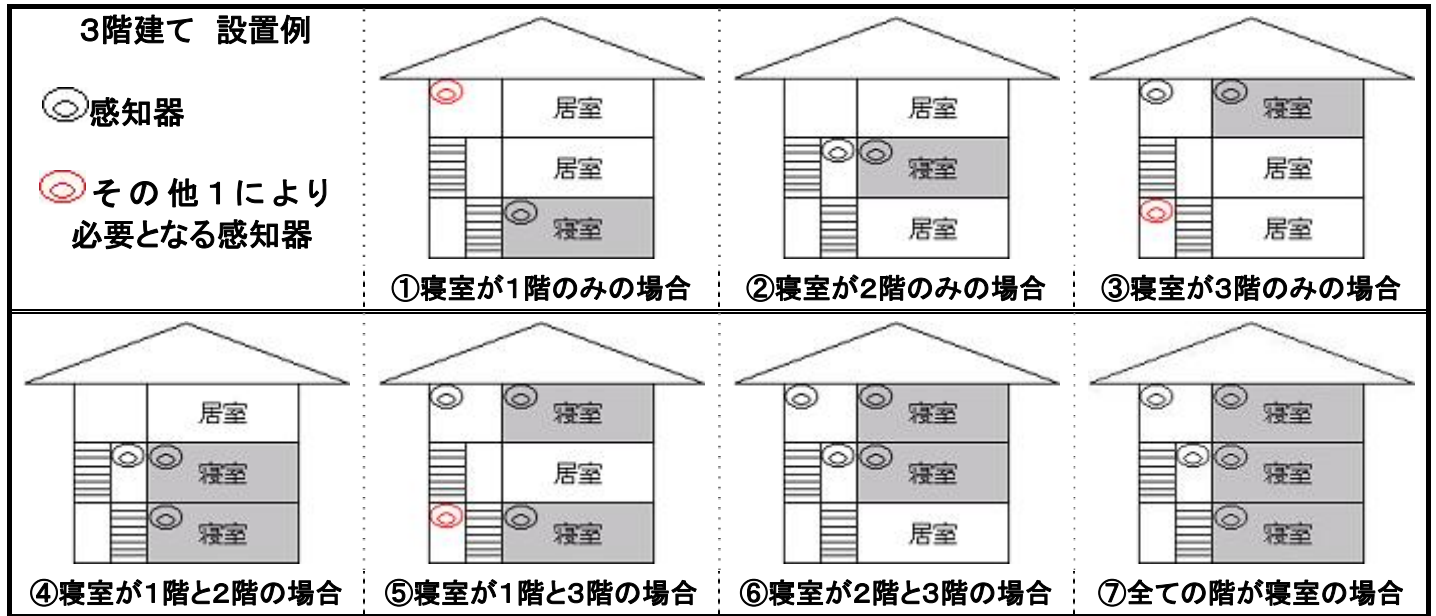


主寝室

3 その他 1 (3階建て以上の場合)

(1) 寝室が避難階のみの場合は、居室がある最上階の階段の上端に設置が必要です。
 (避難階とは、地上へ直接通ずる出入口がある階のことです) 例えば、1階が避難階の3階建て住宅で、寝室が1階のみの場合には、3階の階段上端に設置が必要となります。
 (設置例 ①)

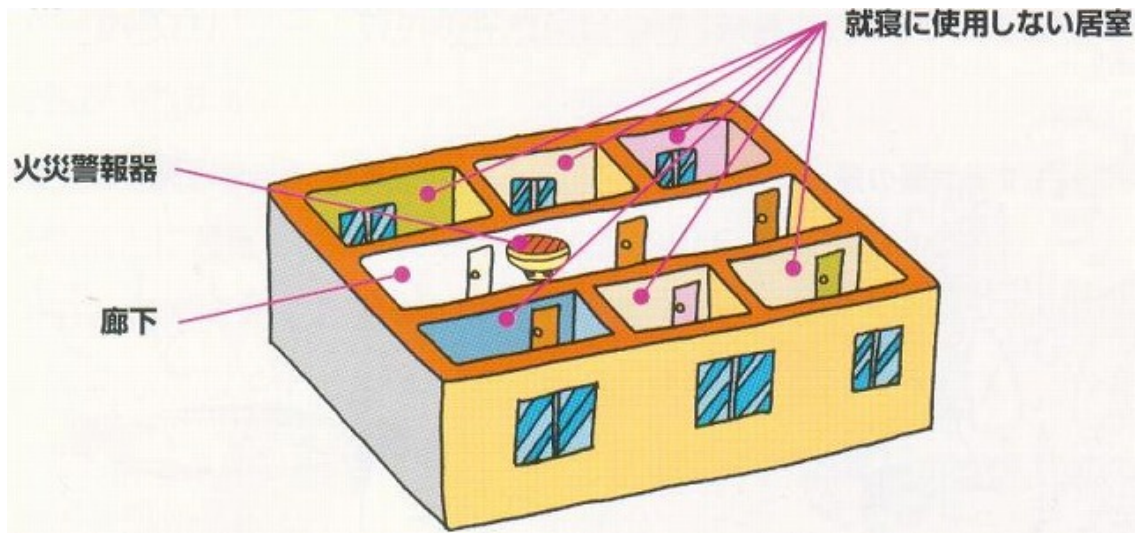
(2) 寝室が3階のみの場合は、1階の階段にも設置が必要です。(設置例 ③)



4 その他 2 (四畳半相当以上の居室が5以上ある場合)

1からその他1までに住宅用火災警報器を設置する必要がなかった階で、7㎡(四畳半相当)以上の居室が5室以上ある階は、次の場所に設置が必要です。

- (1) 廊下
- (2) 廊下がない場合は、直下階に通ずる階段の上端
- (3) 廊下及び直下階がない場合は、この階に通ずる階段の下端



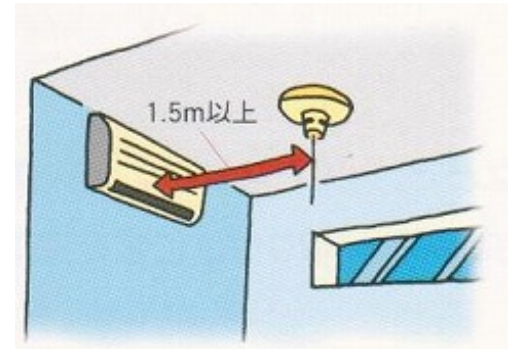
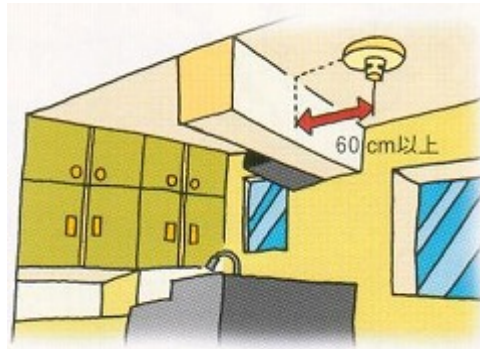
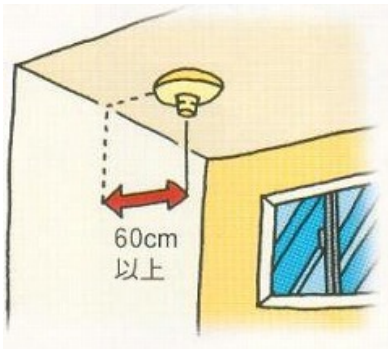
■ 取り付けるときの注意は？

(1) 天井に設置する場合

火災警報器を壁から60cm以上離します。

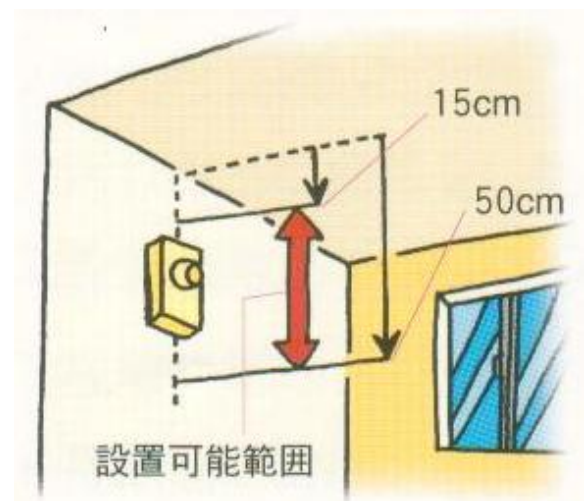
梁などがある場合は60cm以上離します。

エアコン等の吹き出し口がある場合は、1.5m以上離します。



(2) 壁に設置する場合

天井から15~50cm以内に設置します。



■ 購入する場合は？

お近くの電気店、ホームセンター、家電量販店、防災設備取扱店等で取り扱っています。
※ 取扱店によってはお取り寄せるになる場合があります。購入時にご確認ください。

山梨県内の取扱店一覧表を参考にしてください。

☆ [山梨県の販売店一覧表](#)

次のホームページで、全国の住宅用防災機器等の取扱店が見られます。

☆ [住宅防火対策推進協議会のホームページ](#)

なお、購入の目安として日本消防検定協会の鑑定品を表す“NSマーク”が付いているものを選びましょう。



悪質な訪問販売に注意しましょう!

- ・ 消防署・市役所・役場が住宅用火災警報器を販売することはありません。
- ・ 住宅用火災警報器は、業者による設置報告や点検義務はありません。
- ・ 住宅用火災警報器はクーリング・オフの対象商品です。
- ・ 訪問販売や設置場所などでお困りの時は、消防本部又は最寄りの消防署にご相談下さい。

※ 詳しくは、お住まいの地域の消費生活センターへお問い合わせ下さい。

☆ [山梨県県民生活センター](#) Tel (055) 235-8455